

川崎認定保育園の御案内

横浜市と川崎市の待機児童対策に関する連携協定により、平成 27 年 4 月 1 日から、横浜市民の方が川崎認定保育園を利用される場合は、次のとおり助成対象となっています。

① 横浜市民も、要件があれば、川崎市民と同様に助成対象児童となります

川崎認定保育園の運営費の助成対象児童は川崎市民に限定していましたが、横浜市との連携協定に基づき、要件があれば川崎市民と同様に、横浜市民も 3 歳児※ 1 までは助成対象児童※ 2 となります。なお、手続きには支給認定証または支給認定決定通知書の写しが必要です。※ 2 ※ 3

【助成対象児童の要件】

① 保護者がアからクのいずれかに該当すること。

ア) 月 6 4 時間以上（1 日 4 時間以上かつ月 1 6 日以上）働いている場合

イ) 病気、負傷又は心身障害により保育ができない場合

ウ) 同居又は長期入院している親族などの介護・看護により保育ができない場合

エ) 災害の復旧にあたっていることにより保育ができない場合

オ) 就労を目的とした職業訓練校や大学等へ、休憩・通学時間を除き月 6 4 時間以上

（1 日 4 時間以上かつ月 1 6 日以上）通学し、保育ができない場合

カ) 妊娠中か又は出産後間がないことにより保育ができない場合

キ) 求職活動又は起業の準備で保育ができない場合

ク) アにより補助対象となっていた児童の保護者が、きょうだいの育児休業を取得した場合

② 児童が、月の初日より川崎認定保育園に在籍し、週 4 日以上通園していること。

※ 1 年齢については各年度の 4 月 1 日の満年齢が基準です。

※ 2 助成対象児童となるためには、支給認定証または支給認定決定通知書※ 3 の写し、児童票、就労証明書等要件確認書類等を提出いただきます。

※ 3 支給認定申請（支給認定証・支給認定決定通知書発行）は、お住まいの区こども家庭支援課が申請窓口です。（認可保育所や小規模保育事業等の利用申請をされた方は、同時に支給認定申請をしていただいておりますので、改めて申請して頂く必要はありません。）

② 保育料が川崎市民の助成対象児童と同等の扱いになります

助成対象児童と助成対象外児童が別の料金設定になっている施設については、助成対象児童の要件があれば、横浜市民も川崎市民と同じ助成対象児童の料金設定となります。

③横浜保育室を利用される場合と同等の保育料軽減が受けられます

助成対象児童の要件がある0歳から2歳児のうち、支給認定決定通知書の負担区分がA階層からD14階層である横浜市内在住の世帯の場合は、横浜保育室と同様の保育料軽減の対象となります。

【軽減される金額は？】

支給認定決定通知書の負担区分に応じて、次のとおり、軽減額が異なります。保育料の算定控除額を超える月極保育料が軽減されます。（軽減前の保育料は各施設が独自に設定しています。）

●保育料軽減区分及び限度額

軽減区分ごとに、月極保育料の算定控除額を超える額と、軽減額を比較し、いずれか少ない額を軽減します。

軽減区分	支給認定決定通知書より [階層区分]市民税の範囲	軽減額	算定控除額
ア	[D14] 228,900円以下 [D12] 174,901円以上	10,000円	38,100円
イ	[D11] 174,900円以下 [D9] 120,601円以上	20,000円	28,100円
ウ	[D8] 120,600円以下 [D6] 77,101円以上	30,000円	18,100円
エ	[D5] 77,100円以下 [D3] 48,601円以上	40,000円	8,100円
オ	[D2] 48,600円以下 [A] 0円	50,000円	5,000円

【例】①（2歳）、負担区分はD10階層（イ区分）、保育料は80,000円の場合

〔軽減額は？〕：月極保育料80,000円－算定控除額28,100円＝51,900円①

51,900円① > 軽減額20,000円となり、**少ない方の額20,000円が軽減額**です。

〔負担額は？〕月極保育料80,000円－軽減額20,000円＝**60,000円が負担額**となります。

【例】②（2歳）、負担区分はD10階層（イ区分）、保育料は45,000円の場合

〔軽減額は？〕：月極保育料45,000円－算定控除額28,100円＝16,900円①

16,900円① < 軽減額20,000円となり、**少ない方の額16,900円が軽減額**です。

〔負担額は？〕月極保育料45,000円－軽減額16,900円＝**28,100円が負担額**となります。

【例】③（2歳）、負担区分はD10階層（イ区分）、保育料は25,000円の場合

〔軽減額は？〕：月極保育料25,000円－算定控除額28,100円＝-3,100円 **マイナスの場合、軽減額は0円**です。

〔負担額は？〕：保育料25,000円－軽減額0円＝**25,000円が負担額**となります。

④27年6月以降の保育所等利用調整での扱いが、横浜保育室と同じになります

横浜市保育所等の利用調整基準において、川崎認定保育園の在籍児は、横浜保育室在籍児と同様の取り扱いになります。（横浜市の保育所や、小規模保育事業等を申込む際は、「川崎認定保育園在籍等証明書」をお住まいの区こども家庭支援課へご提出ください。）

（問合せ先）

① ② について・・・川崎市市民・こども局こども本部保育課（電話）044-200-3128

③ ④ について・・・横浜市こども青少年局保育・教育運営課（電話）045-671-3564